

# 議会運営委員会

日 時 令和 7 年 3 月 3 日（月）午後 時 分～  
場 所 全員協議会室

---

## 1 追加議案について

（１）概 要 （別添）

## 2 3月5日の議事等について

（１）議事日程

第 1 一般質問

第 2 第 6 1 号議案から第 7 2 号議案（提案理由説明、質疑、付託）

第 3 第 1 号議案から第 4 0 号議案（質疑、予算特別委員会設置、付託）

第 4 第 4 1 号議案から第 6 0 号議案（質疑、付託）

○本会議終了後、予算特別委員会（正副委員長の互選）

（２）質疑

①質疑方式、回数（先例・申合せ）

○日程第 2（追加提案）

・一問一答方式により、先に項目数を述べ 1 項目 3 回まで

・項目に制限はないが概ね 3 項目以内

○日程第 3、第 4（当初提案） ・一括方式により 3 回まで（通告制）

②質疑順序

○日程第 3（第 1 号議案から第 4 0 号議案）

① \_\_\_\_\_ ② \_\_\_\_\_ ③ \_\_\_\_\_

○日程第 4（第 4 1 号議案から第 6 0 号議案）

① \_\_\_\_\_ ② \_\_\_\_\_ ③ \_\_\_\_\_

（３）付託先 付託表（その 1）、（その 2）のとおり

（４）予算特別委員 予算特別委員会委員名簿のとおり

【次ページに続く】

(5) 討論通告期限(3月11日採決分) 3月10日(月)常任委員会終了時

【対象】 第61号議案から第70号議案 補正予算10件

第72号議案 請負契約の締結1件

◎付託表(その1)(その2)、予算特別委員会委員名簿はサイドブック스에格納

### 3 補正予算等の議案審査について

・3月 6日(木) 10:00～ 総務文教常任委員会

・3月 7日(金) 10:00～ 環境市民厚生常任委員会

・3月10日(月) 10:00～ 産業建設常任委員会

【対象】 第61号議案から第70号議案 補正予算10件

第72号議案 請負契約の締結1件

### 4 3月11日の議事等について

#### (1) 議事日程

諸報告(予算特別委員会正副委員長名)

第1 第61号議案から第70号議案及び第72号議案(委員長報告～表決)

#### (2) 会議予定

①10:00～ 3常任委員会(委員長報告の確認)

<議運事前調整>

②10:40(予定)～ 議会運営委員会

<会派会議>

③11:20(予定)～ 本会議(委員長報告～表決)

○本会議終了後(13:00予定)、総務文教常任委員会(条例議案等の審査)

上記終了後、予算特別委員会事前調整(予特正副委員長)

### 5 条例等の議案審査について

・3月11日(火) 13:00(予定)～ 総務文教常任委員会

・3月12日(水) 10:00～ 環境市民厚生常任委員会

上記終了後 産業建設常任委員会

【対象】 第41号議案から第57号議案及び第71号議案 条例議案18件

第58号議案から第60号議案 その他議案3件

## 6 請願について

○受理なし

## 7 陳情・要望について

(1) 現行の保険証存続を国に求める陳情書

＜環境市民厚生常任委員会＞

(2) 訪問介護費の引き下げ撤回・介護報酬引き上げ再改定を国に求める陳情書

＜環境市民厚生常任委員会＞

(3) 保育士配置基準の引き上げと保育士の処遇改善を求める意見書の提出を求める陳情書

＜環境市民厚生常任委員会＞

(4) 人権を保障する福祉職員の賃金と職員配置基準の引き上げにむけて国への意見書採択を求める陳情

＜環境市民厚生常任委員会＞

(5) 福祉職員の処遇改善施策の実施を求める陳情書

＜環境市民厚生常任委員会＞

(6) 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書

＜総務文教常任委員会＞ ※意見陳述希望

(7) 政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める要望書

＜総務文教常任委員会＞

## 8 議員提案議案について【別紙No.1】

(1) 亀岡市議会個人情報保護条例の一部改正について

○提案日 3月11日(火) ＜補正予算等採決日＞

○討論、表決 3月11日(火) ＜補正予算等採決日＞

○発議者 (各会派の幹事長)

○提案理由説明、質疑、付託(省略)

※ ( ) は過去の例

## 9 議会運営委員会の行政視察について

- 調査事項 議会改革に係る取組について（手話通訳のインターネット配信など）
- 視察先候補 広島市議会ほか調整中
- 視察日程 4月21日の週で調整中

## 10 その他

### （1）議会モニターの参考人招致について

- 実施方法（案）①これまでの活動を踏まえた意見の報告（1人5分以内）
  - ②順次意見を報告 ③意見に対する確認（会派で1項目程度）
  - ④議長あいさつ

### （2）次回の議会運営委員会等

- 3月11日（火） 午前の常任委員会終了後 議運事前調整正副議長・正副委員長）  
10：40（予定）～ 議会運営委員会

## 令和 7 年 3 月議会議案付託表（その 1）

| 付託委員会        | 議案番号 | 件 名                                |
|--------------|------|------------------------------------|
| 総務文教<br>常 任  | 6 1  | 令和 6 年度亀岡市一般会計補正予算（第 7 号）          |
|              | 6 8  | 令和 6 年度亀岡市亀岡財産区特別会計補正予算（第 1 号）     |
|              | 6 9  | 令和 6 年度亀岡市篠財産区特別会計補正予算（第 1 号）      |
|              | 7 0  | 令和 6 年度亀岡市山階財産区特別会計補正予算（第 1 号）     |
|              | 7 2  | 育親学園新校舎建設工事（Ⅰ期）請負契約の締結について         |
| 環境市民<br>厚生常任 | 6 1  | 令和 6 年度亀岡市一般会計補正予算（第 7 号）          |
|              | 6 2  | 令和 6 年度亀岡市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）  |
|              | 6 3  | 令和 6 年度亀岡市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）    |
|              | 6 4  | 令和 6 年度亀岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号） |
|              | 6 7  | 令和 6 年度亀岡市病院事業会計補正予算（第 3 号）        |
| 産業建設<br>常 任  | 6 1  | 令和 6 年度亀岡市一般会計補正予算（第 7 号）          |
|              | 6 5  | 令和 6 年度亀岡市水道事業会計補正予算（第 4 号）        |
|              | 6 6  | 令和 6 年度亀岡市下水道事業会計補正予算（第 3 号）       |

## 令和 7 年 3 月議会議案付託表（その 2）

| 付託委員会                 | 議案番号 | 件 名                       |
|-----------------------|------|---------------------------|
| 予算特別<br>(総務文教<br>分科会) | 1    | 令和 7 年度亀岡市一般会計予算          |
|                       | 7    | 令和 7 年度亀岡市曾我部山林事業特別会計予算   |
|                       | 1 1  | 令和 7 年度亀岡市亀岡財産区特別会計予算     |
|                       | 1 2  | 令和 7 年度亀岡市東別院財産区特別会計予算    |
|                       | 1 3  | 令和 7 年度亀岡市西別院財産区特別会計予算    |
|                       | 1 4  | 令和 7 年度亀岡市蔭田野財産区特別会計予算    |
|                       | 1 5  | 令和 7 年度亀岡市本梅財産区特別会計予算     |
|                       | 1 6  | 令和 7 年度亀岡市畑野財産区特別会計予算     |
|                       | 1 7  | 令和 7 年度亀岡市馬路財産区特別会計予算     |
|                       | 1 8  | 令和 7 年度亀岡市旭財産区特別会計予算      |
|                       | 1 9  | 令和 7 年度亀岡市千歳財産区特別会計予算     |
|                       | 2 0  | 令和 7 年度亀岡市保津財産区特別会計予算     |
|                       | 2 1  | 令和 7 年度亀岡市篠財産区特別会計予算      |
|                       | 2 2  | 令和 7 年度亀岡市中野財産区特別会計予算     |
|                       | 2 3  | 令和 7 年度亀岡市平松財産区特別会計予算     |
|                       | 2 4  | 令和 7 年度亀岡市井手財産区特別会計予算     |
|                       | 2 5  | 令和 7 年度亀岡市中野平松井手財産区特別会計予算 |
|                       | 2 6  | 令和 7 年度亀岡市西加舎財産区特別会計予算    |
|                       | 2 7  | 令和 7 年度亀岡市東加舎財産区特別会計予算    |
|                       | 2 8  | 令和 7 年度亀岡市宮川財産区特別会計予算     |
|                       | 2 9  | 令和 7 年度亀岡市神前財産区特別会計予算     |
|                       | 3 0  | 令和 7 年度亀岡市北ノ庄財産区特別会計予算    |
|                       | 3 1  | 令和 7 年度亀岡市川関財産区特別会計予算     |

| 付託委員会                   | 議案番号 | 件名                        |
|-------------------------|------|---------------------------|
| 予算特別<br>(総務文教<br>分科会)   | 3 2  | 令和 7 年度亀岡市千原財産区特別会計予算     |
|                         | 3 3  | 令和 7 年度亀岡市美濃田財産区特別会計予算    |
|                         | 3 4  | 令和 7 年度亀岡市杉財産区特別会計予算      |
|                         | 3 5  | 令和 7 年度亀岡市山階財産区特別会計予算     |
|                         | 3 6  | 令和 7 年度亀岡市印地財産区特別会計予算     |
|                         | 3 7  | 令和 7 年度亀岡市河原尻財産区特別会計予算    |
|                         | 3 8  | 令和 7 年度亀岡市元千歳国分財産区特別会計予算  |
|                         | 3 9  | 令和 7 年度亀岡市国分財産区特別会計予算     |
|                         | 4 0  | 令和 7 年度亀岡市小口出雲財産区特別会計予算   |
| 予算特別<br>(環境市民<br>厚生分科会) | 1    | 令和 7 年度亀岡市一般会計予算          |
|                         | 2    | 令和 7 年度亀岡市国民健康保険事業特別会計予算  |
|                         | 3    | 令和 7 年度亀岡市休日診療事業特別会計予算    |
|                         | 4    | 令和 7 年度亀岡市介護保険事業特別会計予算    |
|                         | 5    | 令和 7 年度亀岡市後期高齢者医療事業特別会計予算 |
|                         | 1 0  | 令和 7 年度亀岡市病院事業会計予算        |
| 予算特別<br>(産業建設<br>分科会)   | 1    | 令和 7 年度亀岡市一般会計予算          |
|                         | 6    | 令和 7 年度亀岡市土地取得事業特別会計予算    |
|                         | 8    | 令和 7 年度亀岡市水道事業会計予算        |
|                         | 9    | 令和 7 年度亀岡市下水道事業会計予算       |

| 付託委員会        | 議案番号 | 件名                                                                                |
|--------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 総務文教<br>常任   | 4 1  | 亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について                                             |
|              | 4 2  | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について                                                   |
|              | 4 3  | 亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
|              | 4 4  | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について                                           |
|              | 4 5  | 亀岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例の制定について                                         |
|              | 4 6  | 亀岡市消防団条例の一部を改正する条例の制定について                                                         |
|              | 4 7  | 亀岡市消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例の制定について                                                   |
|              | 5 8  | 財産の取得について                                                                         |
|              | 5 9  | 辺地総合整備計画の策定について                                                                   |
| 環境市民<br>厚生常任 | 4 8  | 亀岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について                                                       |
|              | 4 9  | 亀岡市営火葬場条例の一部を改正する条例の制定について                                                        |
|              | 5 0  | 亀岡市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について                                                   |
|              | 5 1  | 亀岡市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について                             |
|              | 5 2  | 亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について                                   |
|              | 5 3  | 亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について                                            |
|              | 7 1  | 亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について                                                      |



| 付託委員会      | 議案番号 | 件名                                          |
|------------|------|---------------------------------------------|
| 産業建設<br>常任 | 5 4  | 亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
|            | 5 5  | 亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について                  |
|            | 5 6  | 亀岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について                |
|            | 5 7  | 亀岡市下水道条例の一部を改正する条例の制定について                   |
|            | 6 0  | 市道路線の認定及び変更について                             |

(令和7年3月議会)

予 算 特 別 委 員 会 委 員 名 簿

(23名) 議席順

|    |    |    |   |
|----|----|----|---|
| 大原 | 西野 | 陽  | 春 |
| 林  |    | 実生 | 子 |
| 法  | 貴  | 徹  | 司 |
| 小  | 林  | 隆  | 司 |
| 片  | 山  | 輝  | 仁 |
| 山  | 木  | 裕  | 夫 |
| 富  | 谷  | 加都 | 也 |
| 竹  | 内  | 博  | 子 |
| 梅  | 本  | 靖  | 士 |
| 大  | 塚  | 建  | 博 |
| 浅  | 田  | 晴  | 彦 |
| 大  | 石  | 慶  | 彦 |
| 三  | 上  |    | 明 |
| 木  | 村  |    | 泉 |
| 山  | 本  | 由美 | 勲 |
| 土  | 岐  |    | 子 |
| 松  | 山  | 雅  | 新 |
| 平  | 本  | 英  | 行 |
| 齊  | 藤  | 一  | 久 |
| 福  | 井  | 英  | 義 |
| 菱  | 田  | 光  | 昭 |
| 西  | 口  | 純  | 紀 |
|    |    |    | 生 |

議第 号議案

亀岡市議会個人情報保護条例の一部を改正する  
条例の制定について

亀岡市議会個人情報保護条例（令和４年亀岡市条例第３２号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

亀岡市議会個人情報保護条例の一部を改正  
する条例

亀岡市議会個人情報保護条例（令和４年亀岡市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項中「。以下」を「。第２０条において」に改め、同条第１０項中「以下「番号法」」を「第１２条第５項において「番号利用法」」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項中「及び第２９条」を削り、同項の表右欄中「番号法」を「番号利用法」に、「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１７条第１項中「以下「個人情報ファイル簿」」を「第３項において「個人情報ファイル簿」」に改め、同条第２項第１号ア中「又は報酬、福利厚生に関する事項その他」を「若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は」に改める。

第１８条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第４８条において」を削る。

第２７条第２項中「この章において」を削る。

第３１条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３２条第３項中「この章において」を削る。

第３８条第１項中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第 3 9 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 4 7 条中「第 4 章」を「前章」に改める。

第 4 8 条中「保有個人情報の特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第 5 3 条から第 5 5 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第 2 条第 1 0 項の改正規定(「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める部分に限る。)及び第 1 2 条第 5 項の表右欄の改正規定(「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 1 0 項」に改める部分に限る。) 令和 7 年 4 月 1 日
  - (2) 第 5 3 条から第 5 5 条までの改正規定 令和 7 年 6 月 1 日  
(罰則の適用等に関する経過措置)
- 2 第 5 3 条から第 5 5 条までの改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

亀岡市議会個人情報保護条例（令和4年亀岡市条例第32号）新旧対照表

| 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 改 正 後（案）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（定義）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員(以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、亀岡市情報公開条例(平成12年亀岡市条例第32号。以下「情報公開条例」という。)第2条第1項第2号に規定する公文書(以下「公文書」という。)に記録されているものに限る。</p> <p>5～9 （略）</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11～13 （略）</p> <p>（利用及び提供の制限）</p> <p>第12条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p> | <p>（定義）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員(以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、亀岡市情報公開条例(平成12年亀岡市条例第32号。第20条において「情報公開条例」という。)第2条第1項第2号に規定する公文書(以下「公文書」という。)に記録されているものに限る。</p> <p>5～9 （略）</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。第12条第5項において「番号利用法」という。)第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11～13 （略）</p> <p>（利用及び提供の制限）</p> <p>第12条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで_____<br/>の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p> |

|                  |                                       |                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 12 条第 1 項      | (略)                                   | (略)                                                                                                                                                                                                                     |
| 第 12 条第 2 項      | (略)                                   | (略)                                                                                                                                                                                                                     |
| 第 12 条第 2 項第 1 号 | (略)                                   | (略)                                                                                                                                                                                                                     |
| 第 38 条第 1 項第 1 号 | 又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき | 第 12 条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項(第 1 号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、 <u>番号法</u> 第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は <u>番号法</u> 第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル( <u>番号法</u> 第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき |
| 第 38 条第 1 項第 2 号 | 第 12 条第 1 項及び第 2 項                    | <u>番号法</u> 第 19 条                                                                                                                                                                                                       |

|                  |                                       |                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 12 条第 1 項      | (略)                                   | (略)                                                                                                                                                                                                                            |
| 第 12 条第 2 項      | (略)                                   | (略)                                                                                                                                                                                                                            |
| 第 12 条第 2 項第 1 号 | (略)                                   | (略)                                                                                                                                                                                                                            |
| 第 38 条第 1 項第 1 号 | 又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき | 第 12 条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項(第 1 号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、 <u>番号利用法</u> 第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は <u>番号利用法</u> 第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル( <u>番号利用法</u> 第 2 条第 10 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき |
| 第 38 条第 1 項第 2 号 | 第 12 条第 1 項及び第 2 項                    | <u>番号利用法</u> 第 19 条                                                                                                                                                                                                            |

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第 17 条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) (略)

2 (略)

(1) (略)

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イ～キ (略)

(2)・(3) (略)

3 (略)

(開示請求権)

第 18 条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この章において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この章及び第 48 条において「開示請求」という。)をすることができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 27 条 (略)

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 24 条第 1 項の決定(以下この章において「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第 17 条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(第 3 項において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) (略)

2 (略)

(1) (略)

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イ～キ (略)

(2)・(3) (略)

3 (略)

(開示請求権)

第 18 条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、\_\_\_\_\_自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下\_\_\_\_\_「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下\_\_\_\_\_「開示請求」という。)をすることができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 27 条 (略)

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 24 条第 1 項の決定(以下\_\_\_\_\_「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、

この限りでない。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(訂正請求権)

第31条 (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この章及び第48条において「訂正請求」という。)をすることができる。

3 (略)

(訂正請求の手續)

第32条 (略)

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この章において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報<sup>（一）</sup>が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この章において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。)をすることができる。

3 (略)

(利用停止請求の手續)

第39条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下この章において「利用停止請求者」という。)に対し、

この限りでない。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(訂正請求権)

第31条 (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下\_\_\_\_\_「訂正請求」という。)をすることができる。

3 (略)

(訂正請求の手續)

第32条 (略)

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下\_\_\_\_\_「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報<sup>（一）</sup>が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下\_\_\_\_\_「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下\_\_\_\_\_「利用停止請求」という。)をすることができる。

3 (略)

(利用停止請求の手續)

第39条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下\_\_\_\_\_「利用停止請求者」という。)に対し、



相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(適用除外)

第 47 条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第 4 章(第 4 節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第 48 条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定\_\_\_\_\_  
\_\_その他開示請求等を行う者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第 53 条 職員若しくは職員であつた者、第 9 条第 2 項若しくは第 15 条第 5 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 54 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報<sup>（一）</sup>を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役 又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 55 条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役 又は 50 万円以下の罰金に処する。

相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(適用除外)

第 47 条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章(第 4 節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第 48 条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第 53 条 職員若しくは職員であつた者、第 9 条第 2 項若しくは第 15 条第 5 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 54 条 前条に規定する者が、その業務に関して知りえた保有個人情報<sup>（一）</sup>を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 55 条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

附 則  
(施行期日)

- |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第2条第10項の改正規定(「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める部分に限る。)及び第12条第5項の表右欄の改正規定(「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める部分に限る。) 令和7年4月1日</p> <p>(2) 第53条から第55条までの改正規定 令和7年6月1日<br/>(罰則の適用等に関する経過措置)</p> <p>2 第53条から第55条までの改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。</p> |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|